

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 4 月 25 日

横浜市契約事務受任者  
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

大黒ふ頭建設発生土仮置き場運搬レーン増設等対策工事

2 履行（納品）場所

鶴見区大黒ふ頭 20 番地他

3 契約日

令和 7 年 1 月 31 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 1 月 31 日から令和 7 年 3 月 28 日

5 契約金額

81,378,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社ティー・エム・サービス 代表取締役 田中 耕一郎  
住所 横浜市磯子区中原 2-2-6

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、搬入土量の急激な増加に伴い発生した、大黒ふ頭内の土砂搬入ダンプによる交通渋滞の抑制を図り、市内公共工事の円滑な受入れを実施するため、令和 7 年度内の工事完了が必須となる緊急度の高い工事です。そのため、大黒ふ頭内の交通の円滑化や公共工事から発生する建設発生土の安定的な受入れの観点から、緊急の必要により通常の競争に付することができないため、地方自治法 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により、緊急随意契約を締結するものです。

8 契約の相手方の選定理由

契約の相手方である、株式会社ティー・エム・サービスは、横浜市内で発生する建設発生土の受入を行っている大黒ふ頭中継所において、その受入業務を受託している業者です。そのため、本工事の実施にあたって、土砂搬入の大型ダンプが錯綜する中での工事が当業者以外、実施ができないこと、また、工事に必要な、建設機械、資材、労力等の迅速な確保が可能なこと等から、契約の相手方としたものです。

9 所管課

港湾局新本牧事業推進課